

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきまして、毎年ご協力をいただきありがとうございます。

さて、2月4日（火）から市民税・県民税の申告相談を開始します。

提出していただいた申告書は、市民税・県民税を決定するにあたり重要な課税資料となるほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の算出や福祉医療等の判定資料にもなりますので、忘れずに申告してくださいませようお願いいたします。

なお、国税の所得税と地方税の市民税・県民税は混同されることが多いですが、異なる税ですのでご注意ください。

市民税・県民税はその年の1月1日現在、男鹿市に住所があり、前年の1月から12月までの間に課税所得があったかたは、申告をする義務があります。

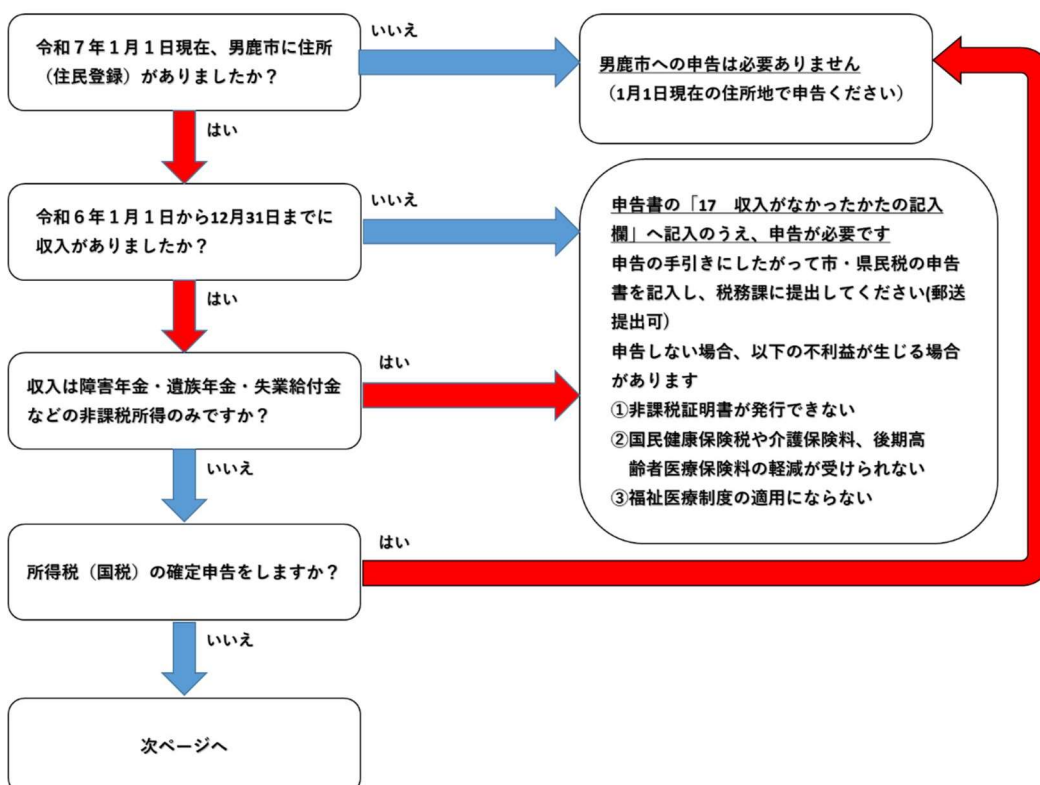
しかし、次の①～③に当てはまるかたは申告を省略することができます。

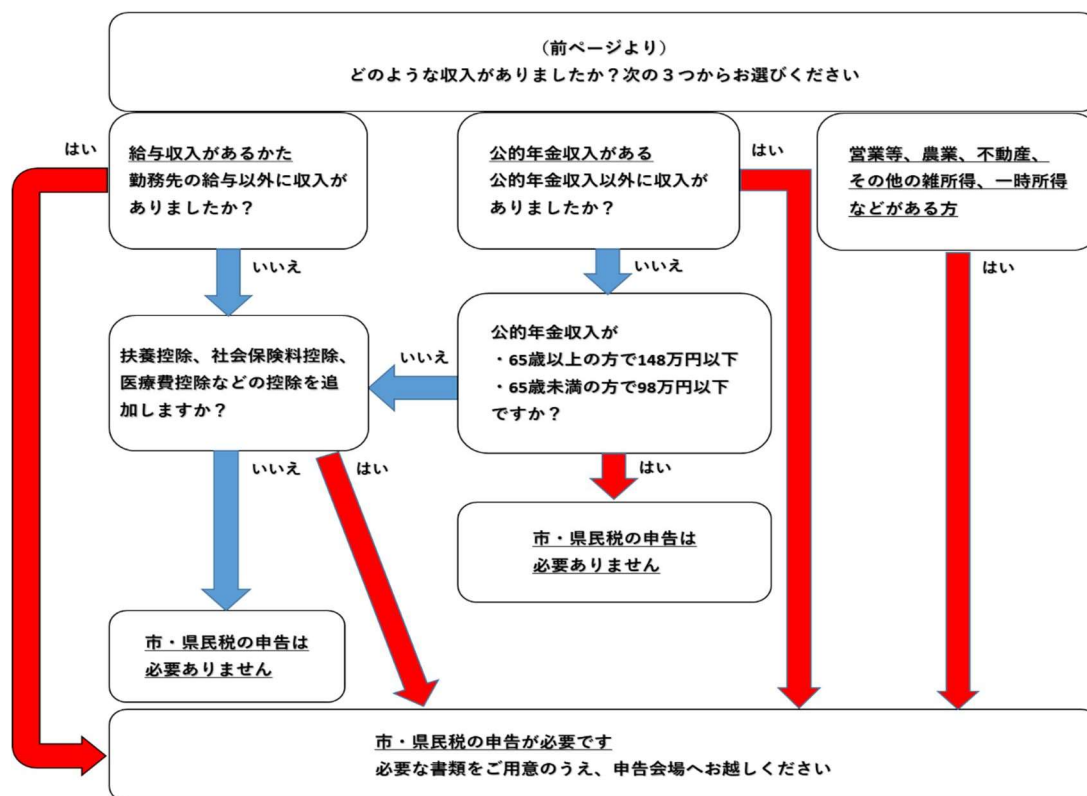
- ① 令和6年分所得税の確定申告をされるかた（e-Tax、税務署の会場で申告されるかた）
- ② 給与収入のみで、勤務先から男鹿市へ「給与支払報告書」（年末調整済）の提出があるかた（提出の有無については、勤務先に確認してください。）
- ③ 公的年金収入のみで、「公的年金等の源泉徴収票」の記載内容以外に申告する控除がないかた

また、その年の1月1日現在、男鹿市に住所があり、前年の1月から12月までの間に課税所得がなかったかたや収入が一定金額以下で住民税が課税されないかたであっても、「非課税証明書が発行できない」「国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減が受けられない」「福祉医療制度の適用にならない」等、行政サービスの低下を招くことがあるため、申告をお願いいたします。

次の申告相談フローチャートで、ご自身が申告する必要があるか確認をお願いいたします

申告相談フローチャート





申告が必要な場合、

申告の期限は令和7年3月17日（月）です。

申告は申告相談会場での受付のほか、次の①～③に該当し、申告書に必要事項を正しく記入されたかたのみ、市役所税務課、若美支所、各コミュニティセンター、いつく市民サービス窓口での申告書の提出、市役所税務課への郵送での申告書の提出いずれかの方法で申告書を提出できます。

- ① 収入のなかったかた、扶養親族になっているかた
- ② 収入が非課税年金（遺族・障害年金等）のみのかた
- ③ 収入が公的年金（国民年金等源泉徴収票が発行されている年金）のみのかた
（詳しくは別紙記入例をご覧ください。）

①～③に該当しないかたは、申告相談会場での受付になります。

申告相談の日程、必要な書類等を広報紙面・HPでご確認のうえ、お住まいの地区の申告相談会場にお越し下さい。

※ 申告書を郵送で提出されるかたで、写しが必要な場合は、「宛名を記入し、郵便料金分の切手を貼った封筒」を一緒に提出してください。

申告についてご不明な点がございましたら、次までお問い合わせください。
〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市総務企画部税務課 課税班
電話 0185-24-9134
月曜日から金曜日（祝日を除く） 8時30分から17時15分まで

【ご注意ください！！】

- 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料・旧長期損害保険料控除、医療費控除の適用を申告されるかたは、必ず申告相談会場へお越しください。
- 郵送での提出の際、記載内容に不備等がある場合には受付できない場合がありますので、予めご了承ください。その際、連絡させていただきますので、ご連絡先の記載をお願いします。
- 営業、農業、不動産収入のあるかたは、收支内訳書または収入と経費の科目ごとの金額を明確にした帳簿の作成が必要です。事前に作成した收支内訳書または帳簿と、領収書等をお持ちください。作成されていないかたについては、ご自身で書類を作成していただいたからの申告になります。
- 医療費控除の申告を行うかたは、医療費控除の明細書の添付が必要です。事前に作成した医療費控除の明細書と、領収書等をお持ちください。作成されていないかたについては、ご自身で医療費控除の明細書を作成していただいたからの申告になります。
- これまで市税等の納付に口座振替をご利用のかたへ「口座振替納付済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の観点から令和7年1月発行分から廃止となります。社会保険料控除として市税を申告する際には、通帳か納付額証明書の用意をお願いします。
※口座振替制度自体を廃止するものではありません

○「前年中に収入がなかったかた・扶養されているかた・非課税所得のみのかた」の記入方法

- (1) 市民税・県民税申告書表面の上部の現住所、氏名、電話番号等を記載し、「前年中に収入がなかったかた」の□にレ印を記入してください。

【令和7年度 市民税・県民税申告書 表面】

令和7年度 市民税・県民税申告書

令和7年2月22日提出

(宛先) 男鹿市長	現住所	男鹿市船川港船川字泉台66番地1				行政区番号	整理番号			
受付印	1月1日現在の住所	同上				世帯番号		入 力	確 認	
	フリガナ	オガ タロウ				電話番号	0185 - 23 - 2111			
	氏名	男鹿 太郎				個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
	生年月日	明・大・昭 平・令	30・12・31		世帯主の氏名	男鹿太郎	続柄	本人		

前年中に収入がなかったかた

右の□にレ印を記入し、表面下「17 収入がなかったかたの記入欄」の該当する項目に必要事項を記入してください。

- (2) 市民税・県民税申告書表面の下部にある「17 収入がなかったかたの記入欄」の該当する項目に必要事項を記入してください。

【令和7年度 市民税・県民税申告書 表面】

17. 収入がなかったかたの記入欄

次の人に扶養されていた。住所() 氏名() 続柄()

非課税年金等を受給 ①遺族年金 ②障害年金 ③その他() ④受給金額(円)

学生 学校名() ()年卒業予定 預貯金で生活

生活保護を受給 受給期間 年 月 日 ~ 年 月 日 その他の理由()

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、福祉医療、保育料、児童扶養手当及び各種証明等の判定資料となりますので、前年中に収入がなかったかたでも、必ず申告してください。

〇 収入が公的年金等のみのかたの記入・計算方法について

- (1) 源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計した金額）を収入金額等の「公的年金等 ㊸」へ必ず記入してください（——— 部分）
- (2) 所得金額は別紙「各種控除について」より計算し、所得金額欄の「雑 公的年金等 ㊹」へ記入してください。
- (3) 源泉徴収票に記載されている所得控除（配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除など）は、氏名、生年月日、障害の程度等を必ず申告書に記入してください（——— 部分）
- (4) 源泉徴収票のひとり親、寡婦の欄に★印があるかたで、寡婦控除、ひとり親控除を受ける場合は、必ず申告書の口にチェックをしてください（ - - - - - 部分）
- (5) 源泉徴収票に記載されている社会保険料控除の内訳がある場合は、必ず申告書に社会保険の種類ごとに記入してください（ - - - - - 部分）
- (6) 受給しているすべての公的年金等の源泉徴収票を必ず添付してください。

公的年金等の源泉徴収票に記載されている収入額や所得控除は、必ず申告書に記入してください。
申告書に記入のない配偶者控除などの所得控除は受けることができません。
なお、公的年金等控除額は、別紙「各種控除について」へ記載していますので、ご参照ください。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 所在地	男鹿市船川港船川字泉台66番地1	支払金額	2,563,500円
氏名	オガ タロウ	源泉徴収票	令和6年度
生年月日	12月	支払を受ける者	オガ タロウ
所得税法第303条の3第1号・第4号適用分	所得税法第303条の3第2号・第5号適用分	源泉徴収票	源泉徴収票
所得税法第303条の3第1号・第4号適用分	所得税法第303条の3第2号・第5号適用分	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の氏名	オガ タロウ	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の住所	男鹿市船川港船川字泉台66番地1	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の生年月日	12月	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の職業	専業主婦	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の障害者控除の別	障害者控除	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の所得控除の種類	配偶者控除	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の所得控除の額	2,563,500円	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の所得控除の計算方法	2,563,500円	源泉徴収票	源泉徴収票
特別徴収対象者の所得控除の計算方法	2,563,500円	源泉徴収票	源泉徴収票

令和7年度 市民税・県民税申告書 表面

社会保険の種類	① 新生命保険料の計		① 障害者控除	
健康保険	② 旧生命保険料の計		② 配偶者特別控除	
国民年金	③ 国民年金保険料の計	111,600円	③ ひとり親控除	
介護保険	④ 介護保険料の計	108,500円	④ 寡婦控除	
後期高齢者医療保険	⑤ 介護医療保険料の計	220,100円	⑤ 障害者控除	
合計	⑥ 社会保険料の計		⑥ 配偶者特別控除	
源泉徴収票	⑦ 源泉徴収票		⑦ ひとり親控除	
⑧ 寡婦控除	⑧ 寡婦控除		⑧ 障害者控除	
⑨ 障害者控除	⑨ 障害者控除		⑨ ひとり親控除	
⑩ ひとり親控除	⑩ ひとり親控除		⑩ 寡婦控除	
⑪ 寡婦控除	⑪ 寡婦控除		⑪ 障害者控除	
⑫ 障害者控除	⑫ 障害者控除		⑫ ひとり親控除	
⑬ ひとり親控除	⑬ ひとり親控除		⑬ 寡婦控除	
⑭ 寡婦控除	⑭ 寡婦控除		⑭ 障害者控除	
⑮ 障害者控除	⑮ 障害者控除		⑮ ひとり親控除	
⑯ ひとり親控除	⑯ ひとり親控除		⑯ 寡婦控除	
⑰ 寡婦控除	⑰ 寡婦控除		⑰ 障害者控除	
⑱ 障害者控除	⑱ 障害者控除		⑱ ひとり親控除	
⑲ ひとり親控除	⑲ ひとり親控除		⑲ 寡婦控除	
⑳ 寡婦控除	⑳ 寡婦控除		⑳ 障害者控除	
㉑ 障害者控除	㉑ 障害者控除		㉑ ひとり親控除	
㉒ ひとり親控除	㉒ ひとり親控除		㉒ 寡婦控除	
㉓ 寡婦控除	㉓ 寡婦控除		㉓ 障害者控除	
㉔ 障害者控除	㉔ 障害者控除		㉔ ひとり親控除	
㉕ ひとり親控除	㉕ ひとり親控除		㉕ 寡婦控除	
㉖ 寡婦控除	㉖ 寡婦控除		㉖ 障害者控除	
㉗ 障害者控除	㉗ 障害者控除		㉗ ひとり親控除	
㉘ ひとり親控除	㉘ ひとり親控除		㉘ 寡婦控除	
㉙ 寡婦控除	㉙ 寡婦控除		㉙ 障害者控除	
㉚ 障害者控除	㉚ 障害者控除		㉚ ひとり親控除	
㉛ ひとり親控除	㉛ ひとり親控除		㉛ 寡婦控除	
㉜ 寡婦控除	㉜ 寡婦控除		㉜ 障害者控除	
㉝ 障害者控除	㉝ 障害者控除		㉝ ひとり親控除	
㉞ ひとり親控除	㉞ ひとり親控除		㉞ 寡婦控除	
㉟ 寡婦控除	㉟ 寡婦控除		㉟ 障害者控除	
㊰ 障害者控除	㊰ 障害者控除		㊰ ひとり親控除	
㊱ ひとり親控除	㊱ ひとり親控除		㊱ 寡婦控除	
㊲ 寡婦控除	㊲ 寡婦控除		㊲ 障害者控除	
㊳ 障害者控除	㊳ 障害者控除		㊳ ひとり親控除	
㊴ ひとり親控除	㊴ ひとり親控除		㊴ 寡婦控除	
㊵ 寡婦控除	㊵ 寡婦控除		㊵ 障害者控除	
㊶ 障害者控除	㊶ 障害者控除		㊶ ひとり親控除	
㊷ ひとり親控除	㊷ ひとり親控除		㊷ 寡婦控除	
㊸ 寡婦控除	㊸ 寡婦控除		㊸ 障害者控除	
㊹ 障害者控除	㊹ 障害者控除		㊹ ひとり親控除	
㊺ ひとり親控除	㊺ ひとり親控除		㊺ 寡婦控除	
㊻ 寡婦控除	㊻ 寡婦控除		㊻ 障害者控除	
㊼ 障害者控除	㊼ 障害者控除		㊼ ひとり親控除	
㊽ ひとり親控除	㊽ ひとり親控除		㊽ 寡婦控除	
㊾ 寡婦控除	㊾ 寡婦控除		㊾ 障害者控除	
㊿ 障害者控除	㊿ 障害者控除		㊿ ひとり親控除	

5 給与・公的年金等に係る所得以外の(令和4年4月1日において65歳未満の場合)は、(別紙1)に記入してください。源泉徴収票に記載されている所得の合計額は、(別紙2)に記入してください。

各種控除について

◎ 所得控除の参考にしてください。なお、5ページから8ページに記載している控除額は市民税・県民税の金額となっておりますのでご注意ください。

☆ 医療費控除の計算方法

(実際に支払った医療費の合計額－(1)の金額)－(2)の金額

- (1)：保険金などで補てんされる金額（入院給付金、高額療養費等）
- (2)：総所得金額等が200万円以上の人は、10万円
総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

○ 注意

1. 医療費控除は申告した金額が還付される訳ではありません。
あくまで所得控除の一種類です。（控除限度額200万円）
2. 令和6年分の申告を令和7年3月17日までに行う際に、医療費控除で還付を受けることができるのは所得税です。住民税は、前年の所得に対して今年の課税となるため、医療費控除の申告を行うことで、医療費控除分を所得から差し引いて税額を計算します。
3. 医療費控除の還付は、自身が既に支払った（源泉徴収された）所得税を限度として還付を受けるもので、医療費の還付ではありません。したがって、所得税を支払っていない（源泉徴収されていない）場合には還付は受けられません。住民税についても、非課税のかたや均等割のみ課税されるかたは、医療費控除の申告をしても税額は変わりません。
4. 医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。申告する場合、事前にご自宅で作成し、「医療費控除の明細書」と領収書等を持って申告相談会場へお越し下さい。作成をしていない場合、ご自身で作成いただいた後に申告となりますので、順番が遅くなる場合があります。

例1

○所得250万円 医療費支払金額年間15万円の場合
10万円を超えた医療費支払金額が控除可能
 $15万円 - 10万円 = 5万円$
5万円の医療費控除が受けられます
所得税率が10%の場合だと
 $5000円$ の所得税減となります
※5万円の還付ではありません

例2

○所得100万円 医療費支払金額年間7万円の場合
所得の5%を超えた医療費支払金額が控除可能
 $100万円 \times 5\% = 5万円$
 $7万円 - 5万円 = 2万円$
2万円の医療費控除が受けられます
所得税率が5%の場合だと
 $1000円$ の所得税減となります
※2万円の還付ではありません

☆ 社会保険料控除の計算方法

※ 支払った保険料額を記入してください。	社会保険料	円
----------------------	-------	---

○ 注意

1. 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに支払った金額が対象となるため、領収印の日付をご確認の上、対象となる分の領収証書をお持ちください。
2. 市税の領収証書がお手元に無いかたは、「納付額証明」の発行をお願いします。市役所、若美支所、各コミュニティセンター（若美を除く）、いづく市民サービス窓口で発行ができます。

☆ 生命保険料控除の計算方法

(旧契約 … 平成23年末までに契約した保険
新契約 … 平成24年以降に契約した保険)

[一般の生命保険]

※ 支払った保険料額を記入してください。		新生命保険料	円
旧生命保険料	円	新個人年金保険料	円
旧個人年金保険料	円	介護医療保険料	円

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
旧契約	15,000円以下	支払額	円	①
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	円	
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	円	
	70,000円超	35,000円	円	
新契約	12,000円以下	支払額	円	②
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	円	
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	円	
	56,000円超	28,000円	円	
①+② (限度額28,000円)			円	③
①と③のいずれか大きい金額			円	A

[個人年金保険]

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
旧契約	15,000円以下	支払額	円	④
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	円	
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	円	
	70,000円超	35,000円	円	
新契約	12,000円以下	支払額	円	⑤
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	円	
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	円	
	56,000円超	28,000円	円	
④+⑤ (限度額28,000円)			円	⑥
④と⑥のいずれか大きい金額			円	B

[介護医療保険]

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
新契約	12,000円以下	支払額	円	C
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	円	
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	円	
	56,000円超	28,000円	円	

【 A 円 】 + 【 B 円 】 + 【 C 円 】 = 生命保険料控除額 円
 <<一般の生命保険分>> <<個人年金保険分>> <<介護医療保険分>> 限度額70,000円

☆ 地震保険料控除の計算方法

(同一契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方があるときは、いずれか一方のみ適用可)

※ 支払った保険料額を記入してください。		地震保険料	円
		旧長期損害保険料	円

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2	円	(1)
	50,000円超	25,000円	円	
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額	円	(2)
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	円	
	15,000円超	10,000円	円	
(1) + (2) = 地震保険料控除額 (限度額25,000円)			円	

★ 以下の控除は、要件によります。

※ 控除の判定は、令和6年12月31日現在の状況によります。（年の途中で亡くなられた場合は死亡時）

区分	控除額（円）
----	--------

○ 寡婦、ひとり親控除

寡婦	260,000	あなたが夫と死別または離婚されたかた（夫と離婚されたかたの場合は扶養親族を有していること）あるいは夫の生死が不明なかた。	○合計所得金額が500万円以下であること。 ○住民票の記載について次のいずれかに該当すること。 ①あなたが住民票に世帯主と記載されている場合。 あなたと同一の世帯に属するかたに係る住民票に世帯主との続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされたかたがないこと。 ②あなたが住民票に世帯主と記載されていない場合。 あなたの住民票に世帯主との続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされたかたがないこと。
ひとり親	300,000	あなたが現に婚姻されていないかた（死別または離婚されたかたを含む）又は配偶者の生死が不明なかたのうち、生計を一にする子（「総所得金額等の合計額」が48万円以下）を有すること。	

○ 障害者控除 あなたやあなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合

普通障害者	260,000	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者手帳2・3級等
特別障害者	300,000	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者手帳1級等
同居特別障害者	530,000	特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者またはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合

○ 配偶者控除 あなたと生計を一にする配偶者（その他の扶養親族や事業専従者を除く）の「合計所得金額」が48万円以下の場合）

控除対象配偶者	別表1	配偶者が70歳未満の場合（昭和30年1月2日以降生まれ）
老人	別表1	配偶者が70歳以上の場合（昭和30年1月1日以前生まれ）

別表1

あなたの合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	330,000	380,000
900万円超～950万円以下	220,000	260,000
950万円超～1,000万円以下	110,000	130,000

◆あなたの「合計所得金額」が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除を受けられません。

○ 配偶者特別控除 配偶者の「合計所得金額」が48万円超、133万円以下で次の条件をすべて満たす場合（配偶者の「合計所得金額」が、48万円以下の場合、配偶者特別控除を受けることはできません。）

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			(1) あなたと生計を一にしていること。 (2) 配偶者が他の者の扶養親族や事業専従者ではないこと。 (3) あなたの合計所得が1,000万円以下であること。 (4) あなたの配偶者がこの控除を受けないこと。 ※ 左表のとおり、あなたと配偶者の「合計所得金額」に対応した控除額となります。
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
48万円超～100万円以下	330,000	220,000	110,000	
100万円超～105万円以下	310,000	210,000	110,000	
105万円超～110万円以下	260,000	180,000	90,000	
110万円超～115万円以下	210,000	140,000	70,000	
115万円超～120万円以下	160,000	110,000	60,000	
120万円超～125万円以下	110,000	80,000	40,000	
125万円超～130万円以下	60,000	40,000	20,000	
130万円超～133万円以下	30,000	20,000	10,000	

同一生計配偶者 … あなたと生計を一にする配偶者で、「合計所得金額」が48万円以下の者（ただし、他の者の扶養親族となっている場合や事業専従者を除きます。）

○ 扶養控除 あなたが、控除対象扶養親族を有する場合（年齢により控除額が異なります）

一般扶養	330,000	16歳以上19歳未満（平成18年1月2日から平成21年1月1日生まれ）
特定扶養	450,000	19歳以上23歳未満（平成14年1月2日から平成18年1月1日生まれ）
一般扶養	330,000	23歳以上70歳未満（昭和30年1月2日から平成14年1月1日生まれ）
老人扶養	380,000	70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）
同居老親等	450,000	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属であなただけの配偶者いずれかと同居を常況としている場合

16歳未満扶養 (年少扶養)	控除対象外	16歳未満（平成21年1月2日以降生まれ） 扶養控除の対象外ですが、課税・非課税の判定に必要となります。
-------------------	--------------	---

扶養親族 … あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）で「合計所得金額が48万円以下の親族（ただし、他の者の扶養親族となっている場合や事業専従者を除きます。）

○ 給与所得控除後の給与等の金額（概算表）

収入金額（A）	給与所得控除後の金額
162.8万円未満	A - 550,000
162.8万円以上～180万円未満	A × 60% + 100,000
180万円以上～360万円未満	A × 70% - 80,000
360万円以上～660万円未満	A × 80% - 440,000
660万円以上～850万円未満	A × 90% - 1,100,000
850万円以上	A - 1,950,000

※給与収入の金額が660万円以下の場合、給与所得の正確な算出にあたっては確定申告の手引等による計算が必要となります。

○ 公的年金等控除後の公的年金の金額（概算表）

年齢区分	収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下のかたの公的年金等控除後の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下のかたの公的年金等控除後の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超のかたの公的年金等控除後の金額
65歳未満 昭和35年 1月2日 以降生まれ	130万円未満	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	130万円以上～410万円未満	A × 75% - 275,000	A × 75% - 175,000	A × 75% - 75,000
	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 685,000	A × 85% - 585,000	A × 85% - 485,000
	770万円以上～1,000万円未満	A × 95% - 1,455,000	A × 95% - 1,355,000	A × 95% - 1,255,000
	1,000万円以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上 昭和35年 1月1日 以前生まれ	330万未満	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	330万円以上～410万円未満	A × 75% - 275,000	A × 75% - 175,000	A × 75% - 75,000
	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 685,000	A × 85% - 585,000	A × 85% - 485,000
	770万円以上～1,000万円未満	A × 95% - 1,455,000	A × 95% - 1,355,000	A × 95% - 1,255,000
	1,000万円以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

○ 基礎控除 「合計所得金額」が2,500万円を超える場合、基礎控除を受けることはできません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000
2,400万円超～2,450万円以下	290,000
2,450万円超～2,500万円以下	150,000

○ 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合。
 - 特別障害者に該当するかた
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有するかた
 - 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するかた

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。

所得金額調整控除額 =

(給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

※ 1. の控除がある場合は、1. の控除後の金額から控除します。